

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金		担当部局	総合外交政策局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成4年度開始		担当課室	国際安全・治安対策協力室		室長 岡島 洋之		
会計区分	一般会計		施策名	VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第32条 外務省組織規則第12条		関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」 経済協力開発機構条約第20条2				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) は、1989年のG7アルジュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に召集された国際的な枠組み。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では不拡散問題にかかる金融上の対策についても一定の役割を果たしている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全体合会に加え、複数のワーキンググループを設置し、①国際的な基準となる「40の勧告」の策定と実施状況の監視、②「テロ資金供与に関する特別勧告(9の勧告)」の策定と実施状況の監視、③新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、④問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、⑤拡散金融についての取組を行っている。 現在のメンバーはOECD加盟国を中心とした34か国・地域、2機関。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	11	10	8	7	7	
		補正予算	—	—	—	—	—	
		繰越し等	—	—	—	—	—	
		計	11	10	8	7	7	
		執行額	8	8	7	—	—	
	執行率 (%)	75.6	84.4	85.0	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	マネロン・テロ資金供与対策に係る国際協力を推進。 対策が不十分な国(現在約40か国・地域)を年3回公表、モニターし、リスクを警鐘。		成果実績	回	1	3	3	3
			達成度	%	100	100	100	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	全体会議年3回、その他中間会合3回程度開催。各国のマネロン・テロ資金供与体制の確認(年6か国程度)。対策が不十分な国のモニター・新規特定その他タイポロジー研究等。		活動実績 (当初見込み)	全体会議回数	3	3	3	—
					(3)	(3)	(3)	
単位当たりコスト	3(百万円/対策が不十分な一つの国・地域に係る状況のモニター)		算出根拠	約40か国・地域の状況を年3回更新して、国際金融市場に警鐘を发出していることから、各国による分担金総額3,102千ユーロを(40X3)で割り、単位当たりコストを計算した。もっとも対策が不十分な国に係る活動はFATF全体の活動の一部であり、このほかマネロン事案の分析や新しい国際ルール・策定等に関する活動も行っているところ、あくまで目安。				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	分担金	7	7					
	計	7	7					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	国際金融システムがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するためには、国際社会の一致した取組が必要であり、犯罪の防止・早期摘発・訴追といった観点で我が国国民の生活にも裨益している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	FATFは例年10月の全体会で次年度の予算案を議論するが、それに先立つ6月会で予算の執行状況、次年度予算の想定につき事務局から報告がなされている。参加国はこれら報告を基に予算案の合理性、効率性を検討、審議の上、予算額を決定している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	FATFは国際的なマネロン・テロ資金供与対策において中心的な役割を担っており、G20首脳からの要請等に応える形で、対策が不十分な国に関する取組を進めているほか、金融システムを使った新たな脅威についても対応を図っている。 我が国分担金は、財務省が1/2を負担し、警察庁、金融庁、法務省及び当省が1/6ずつ負担。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 財務省、警察庁、金融庁、法務省	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	マネーロンダリングやテロ資金供与対策は、国民生活の安全や国際金融システムの保護に資するものであり、G8・G20サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられており、我が国としても積極的に取組む必要がある。我が国もFATF参加国の一員とし分担金の拠出が義務となっているが、FATF事務局に対し引き続き事業の効率化を求めるなどし、予算の増加に対して厳しく対応の上、分担金総額の減額に努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	61	平成23年行政事業レビュー	54